

新宿区教育委員会会議録

平成30年第6回臨時会

平成30年8月24日

新宿区教育委員会

平成30年第6回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成30年8月24日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時45分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	今 野 雅 裕
委 員	星 野 洋	委 員	古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	志 原 学	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 27 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 第 28 号議案 平成30年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について
- 日程第 3 第 29 号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成30年新宿区教育委員会第6回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、羽原委員にお願いいたします。

○羽原委員 はい。

◎ 第27号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改
正について

◎ 第28号議案 平成30年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する
意見について

◎ 第29号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第27号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2
第28号議案 平成30年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について」、
「日程第3 第29号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とい
たします。

本日の進行につきましては、初めに「日程第1 第27号議案」及び「日程第3 第29号議
案」について審議を行った後、「日程第2 第28号議案」について審議を行います。

ここで皆様にお諮りいたします。

第28号議案は、平成30年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として
議会に提出する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ
自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思いを
ます。

第28号議案を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第28号議案は、非公開に
より審議するものとします。

それでは、第27号議案及び第29号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第27号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

今回の改正内容といたしましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に合わせ、介護補償について同様の改正を行うものでございます。

それでは、議案文から1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

本文中、介護補償を規定している第13条第2項の第1号から第4号につきまして、下線部のとおり今回改正を行うもので、第1号では「10万5,130円」から「10万5,290円」に、第2号では「5万7,110円」から「5万7,190円」に、第3号では「5万2,570円」から「5万2,650円」に、そして第4号では「2万8,560円」から「2万8,600円」に、それぞれ介護補償の額を増額をするものでございます。

施行期日は、平成30年11月1日でございます。

ただし、条例改正の期日は11月1日といたしますが、東京都と補償水準を合わせるため、介護補償の増額改定につきましては、遡及して適用することといたします。

ただし、現時点において公務災害補償を受けている者がいないため、遡及適用日につきましては、平成30年8月1日とするものです。

また、改正前の条例により支給されている場合は、その支給された介護補償を改正後の条例による介護補償の内払とみなすものです。

議案文1枚目にお戻りいただきまして、第27号議案の提案理由ですが、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、介護補償の額の改定を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

第27号議案の説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第27号議案について、御意見、御質問ございますでしょうか。

○教育長 第27号議案について、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第27号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第29号議案について、御説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第29号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

第29号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則です。

改正理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

保育料等は、区市町村民税に基づき算定を行っておりますが、平成30年度から指定都市の区市町村民税の税率がその他の区市町村よりも高く設定されることとなりました。これに伴い、指定都市では、区市町村税がその他の区市町村よりも多く課せられることになり、保育料の算定に当たり不公平が生じる見込みでございます。

こうした状況から、子ども・子育て支援法施行規則が改正され、保育料等の算定に当たっては、指定都市以外の区市町村に住んでいるものとして区市町村民税を計算することになりました。

これに伴い、新宿区でも同様に規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

幼稚園条例では、保育料等を算出するための区市町村民税の計算に当たり、読み替え規定を設けることができるとされており、今般、新たに第13条の2に第2項を加え、読み替え規定を設けるものです。

詳細につきましては、裏面の表をごらんください。

表の左側に記載している地方税法の規定は、それぞれ区市町村民税の税率の割合を規定しているものですが、これらの規定は、真ん中の欄に記載しているとおり、指定都市に住んでいる場合は、税率がそれぞれ8%と4%となっております。これを右欄のように読み替え、他の区市町村と同様の6%と3%とし、区市町村民税を算定し、保育料等を算出するものです。

また、表面にお戻りいただきまして、第16条第1項第3号の引用条項の改正に伴いまして、規定を整備するものです。

施行期日については、平成30年9月1日から施行するものとし、同日以降に行われる保育に係る保育料等に適用するものいたします。

第29号議案の提案理由です。子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、規定の整備を

行う必要があるためでございます。

説明は以上とです。

○教育長 説明が終わりました。

御意見、御質問等がございますでしょうか。よろしいですか

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第29号議案につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

○教育長 次に、第28号議案は、非公開により審議を行いますので、恐れ入りますが、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

午後 3時33分再開

○教育長 以上で本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事件はありませんが、何か御発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○羽原委員 先日8月17日に、女神湖に英語キャンプに行きました。それで、それ自体はいいんですが、帰りに、施設の方10人ぐらいが見送りに出てくれて、30分以上立って、並んで挨拶を受けるといった感じでした。しかし、30人ぐらいの子どもたちは一言も、会釈も挨拶もしないで、ぱあっとバスへ行ってしまった。これは、僕は非常によくないと思う。つまり、英語の勉強ができれば、普通の社会的なルールやマナーが身につけていなくてもいいのかと。英語をやるよりも、そういう社会的なマナーを他に示すことのほうが重要だと僕は思うんですよ。そういう指導をしなければいけない立場だと思う。少なくとも教育委員会として、予算を使ってこのような行事をやるんだから、それはもっときちんと、この事前にバスに乗り込む、あるいは乗り込んだときから感謝の気持ちを言葉として伝えるという教育的な指導ができていない。僕は、それまで非常に気持ちよく授業内容を見ていたけれども、とんでもないというふうに、印象としてはぶち壊しみたいな場面だった、僕にとってはね。だから、そ

それを何とかしなければいかんと。少なくとも、これは教育長か教育指導課長は、校園長会の際に、きちんとそういう事実があったということを注意してほしい。各学校から集まった30名のことだから、大したことないと思わずに遠足や修学旅行へ行っても、あるいはどこか見学に行っても、ありがとうという気持ちが出ていないような教育をやってはいかんと、僕は非常に憤然とする思いがあったね。それが1つ。

それからもう一つは、50人ぐらいの予算で計画していたにもかかわらず、30人ほどしか参加がなかった。これは予算を使っている以上、一人二人は休んだとしても、50人の予定ならばきちんと50人が集まるようであればおかしい。お盆という特別な時期だからと言うけれども、それは僕は説明にならないと思う。家庭でどこかへ行ったりするような可能性があるときに、ああいう行事をやってはいかん。こういうことをもうちょっと配慮して進めてほしい。英語ができればいいという、そういう発想でちやほやすするようなイベントならやめたほうがいい。このことを記録としてきちんと覚えておきたかった。

小さい子どもたちにも全体のマナーであるとか、君たちはみんなのおかげで1万円二泊三日を過ごせるんだよというようなことが伝わるように、もうちょっと真剣に考えてほしい。このことを、全般のところはきちんと校園長会で説明して、伝えてほしいということです。記録に残しておいてほしい。これは教育のある部分の惰性の欠陥なんです。これをもうちょっときちんと取り上げてもらいたいと申し上げておきます。

○**教育長** 残念ながら現場に行っていないのですが、確かにきちんとした挨拶もできないで、英語が何だ、フランス語が何だという話によくわかる話です。校園長を通じて今のお話はきちんとお伝えをしますし、英語キャンプはまた12月にありますから、その前の事前の時間等きちんと持っていきたいと思います。国際人として恥ずかしいというのは、英語ができないことではなくて、挨拶ができないことであるという部分もあるでしょうから、その点については十分、今後配慮していきたいと思います。

皆さんも何か御意見等があれば。よろしいですか。

○**教育調整課長** 今回、教育委員の皆様と一緒に英語キャンプを視察させていただいたところで、いま羽原職務代理者から御紹介があったような状況を、私も目の当たりにいたしました。そして、私自身も、やはり違和感を感じたところです。大きな声でみんなに「さようなら」と声掛けを行って、こちらを振り向かせれば、子どもたちも気が付いて、その後みんながこちらに寄ってくるかな、などと若干期待したところだったのですが、ばらばらとバスの方に向かっていったという状況で、やはり大事なところを忘れてるな、という印象を受けまし

た。

今、職務代理者から、ぜひ校園長会を通じてそうした状況があったということを伝えてほしいとご発言がございましたので、しっかりと伝えてまいります。また、英語キャンプも今回の定員割れ、しかも6割程度といった状況がございました。来年度も引き続き実施する事業でございますので、計画を綿密に立てて、多くのお子さんが参加できるように進めてまいりたいと思います。御指摘ありがとうございました。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

◎ 閉 会

○教育長 ほかによろしければ、きょうの会議は閉じたいと思います。

ありがとうございました。

午後 3時45分閉会